

大阪河崎リハビリテーション大学合理的配慮に関する内規

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、大阪河崎リハビリテーション大学における障がい学生支援に関する基本方針に即して障がい学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障がいのある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(責務)

第3条 学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援を推進するための具体的方策として、合理的配慮を提供しなければならない。

2 学生相談支援室長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、各委員会で決定した合理的配慮を提供しなければならない。

3 教職員は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、各委員会で決定した合理的配慮の提供に努めなければならない。

(合理的配慮の手続き)

第4条 合理的配慮の手続きの手順については、「大阪河崎リハビリテーション大学 修学上の合理的配慮の提供に関するガイドライン」に定める。

(合理的配慮の提供内容及び合意の形成)

第5条 学生相談支援室は、本人（保護者等）からの申し出等に基づき、合理的配慮の提供内容等を協議し、方針を仮決定する。

2 前項で仮決定した内容を受けて、別表1のとおり各委員会で具体的な支援内容を協議・決定を行う。決定した内容については学生相談支援室で集約するものとする。

3 決定した合理的配慮の提供内容等については、本人（保護者等）に十分な説明の機会を設け、支援内容に係る共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

- 4 学生相談支援室は、支援開始後も少なくとも年1回本人（保護者等）や関係する部署等に調査を行い、配慮に関する評価を実施したうえ、配慮の見直し、調整を行う
- 5 学生相談支援室長及び当該学生の所属する専攻の専攻長は、合理的配慮検討会議における決定事項について科目担当教員をはじめとする教職員等に十分に説明の機会を設け、合理的配慮の内容について共通理解を図る。

（相談対応）

第6条 学生相談支援室及び非常勤相談員（臨床心理士）は、具体的支援が円滑かつ継続的に行なわれるよう、障がい学生及び担当教員からの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努めなければならない。

（改定）

第7条 この内規の改廃は、学生相談支援室に諮り、学長が行う。

附 則

この内規は、令和5年8月1日から施行する。

別表1 具体的支援を協議・決定する委員会

支援が必要な内容	対応委員会
授業に関する支援	教務委員会
学内生活上の問題に関する支援	学修支援委員会

本表に定めのない内容については、学生相談支援室又は学生相談支援室が指定する委員会等で協議・決定を行うものとする。